

政令第二百五十七号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第四十号、別表第一第七十五号、別表第三第十一号及び別表第四第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）

第一条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第五百五十七号を第六十二号とし、第一百一号から第五十六号までを五号ずつ繰り下げ、第一百号を第四百号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五 二―（二―フルオロフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン及びその塩類

第一条中第九十九号を第三百号とし、第九十八号を第二百二号とし、第九十七号を第一百号とし、同号の次に次の一号を加える。

百一 二―(四―ブトキシベンジル)――(二―ジエチルアミノ)エチル―五―ニトロベンズイミダ

ゾール及びその塩類

第一条中第九十六号を第九十九号とし、第六十六号から第九十五号までを三号ずつ繰り下げ、第六十五号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八 六 a・七・八・十 a―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六 H―ジベン

ゾ「b・d」ピラン――イル||アセテート及びその塩類

第一条中第六十四号を第六十六号とし、第五十七号から第六十三号までを二号ずつ繰り下げ、第五十六号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十八 二―ジメチルアミノ――(三・四―メチレンジオキシフェニル)ペンタン――オン及びそ

の塩類

第一条中第五十五号を第五十六号とし、第三十一号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 一―(三―クロロフェニル)―二―(メチルアミノ)プロパン――オン及びその塩類

第三条中第七十八号を第七十九号とし、第七十号から第七十七号までを一号ずつ繰り下げ、第六十九号の次に次の一号を加える。

七十 八―ブロモ―一―メチル―六―フェニル―四H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ベン
ゾジアゼピン及びその塩類

第四条中第十七号を第二十六号とし、第十四号から第十六号までを九号ずつ繰り下げ、第十三号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十 一―メチルエチル〓二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―
カルボキシラート及びその塩類

二十一 一―メチルプロピル〓二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―
二―カルボキシラート及びその塩類

二十二 二―メチルプロピル〓二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―
二―カルボキシラート及びその塩類

第四条中第十二号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 ブチル \parallel 二 --- メチル --- 三 --- (三 \cdot 四 --- メチレンジオキシフェニル)オキシラン --- 二 --- カルボキシ
ラート及びその塩類

十八 プロピル \parallel 二 --- メチル --- 三 --- (三 \cdot 四 --- メチレンジオキシフェニル)オキシラン --- 二 --- カルボキ
シラート及びその塩類

第四条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十二号とし、同号の次に次の一
号を加える。

十三 ピペリジン --- 四 --- オン及びその塩類

第四条中第八号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 \cdot 一 --- ジメチルエチル \parallel ピペリジン --- 四 --- オン --- 一 --- カルボキシラート及びその塩類

十一 \cdot 一 --- ジメチルエチル \parallel 二 --- メチル --- 三 --- (三 \cdot 四 --- メチレンジオキシフェニル)オキシラン

--- 二 --- カルボキシラート及びその塩類

第四条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加
える。

五 エチル―二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―カルボキシ
ラート及びその塩類

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第二条 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十八号を第二十七号とし、第十四号から第十七号までを九号ずつ繰り下げ、第十三号を第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

二十 一―メチルエチル―二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―二―

カルボキシラート及びその塩類

二十一 一―メチルプロピル―二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―

二―カルボキシラート及びその塩類

二十二 二―メチルプロピル―二―メチル―三―（三・四―メチレンジオキシフェニル）オキシラン―

二―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第十二号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七 ブチル \parallel 二—メチル—三—(三・四—メチレンジオキシフェニル) オキシラン—二—カルボキシ
ラート及びその塩類

十八 プロピル \parallel 二—メチル—三—(三・四—メチレンジオキシフェニル) オキシラン—二—カルボキ
シラート及びその塩類

第一条中第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の三号
を加える。

十一 一・一—ジメチルエチル \parallel ピペリジン—四—オン—一—カルボキシラート及びその塩類

十二 一・一—ジメチルエチル \parallel 二—メチル—三—(三・四—メチレンジオキシフェニル) オキシラン

—二—カルボキシラート及びその塩類

十三 ピペリジン—四—オン及びその塩類

第一条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加
える。

五 エチル \parallel 二—メチル—三—(三・四—メチレンジオキシフェニル) オキシラン—二—カルボキシ

ラート及びその塩類

附 則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。